

令和2年度
当初予算の概要

令和2年2月
総務部

令和2年度 総務部 施策体系

■ 行財政改革の推進

- (1) 「山形県行財政改革推進プラン」の着実な推進

■ 県民視点に立った県政運営の推進

- (1) 県内外への積極的な情報発信
- (2) 県民との対話を重視した県政運営

■ 持続可能な財政基盤の確立

- (1) 県税収入の確保
- (2) 県有財産の総合的な管理運用

■ 私学振興・高等教育の充実

- (1) 私立学校の振興
- (2) 高等教育の充実

令和2年度当初予算 主要事業等一覧

部局名：総務部

1 主な事業

(1) 行財政改革の推進

① 「山形県行財政改革推進プラン」の着実な推進 (単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
1	行政改革課	行政改革推進事業費	3,231		・「山形県行財政改革推進プラン」の推進等に関する第三者委員会の運営等

(2) 県民視点に立った県政運営の推進

① 県内外への積極的な情報発信 (単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
2	広報広聴推進課	県政広報関係事業	141,801		・県広報誌「県民のあゆみ」の発行 ・テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等を活用した広報 ・県ホームページの再構築
3	広報広聴推進課	戦略広報推進事業費	9,854		・広報の評価検証（PDCAサイクルの構築） ・県外・海外へ向けた情報発信

② 県民との対話を重視した県政運営 (単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
4	広報広聴推進課	県民との対話・交流推進事業費	2,014		・「知事と若者の地域創生ミーティング」、「知事のほのぼの訪問」などの広聴事業の実施

(3) 持続可能な財政基盤の確立

① 県税収入の確保 (単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
5	税政課	税務広報啓発事業費	1,563		・自動車税の納期内納付の広報啓発 ・やまがた緑環境税の広報啓発
6	税政課	税収確保対策費	1,158		・個人住民税等における市町村と一体となった徴収対策の推進 ・県・市町村徴収職員を対象とする実務研修会の開催や指導者養成研修への県職員の派遣
7	税政課	徴税管理運営費	68,451		・納税者の利便性を高め、自動車税の納期内納付率や各種県税の徴収率の向上を推進するため、コンビニ収納やインターネットによるクレジット収納の実施

② 県有財産の総合的な管理運用

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
8	管財課	県有財産総合管理推進事業費	902		・ 県有建物の長寿命化に向けた施設情報システムの利用
9	管財課	県庁舎管理営繕費（うち県庁舎長寿命化対策工事）	237,569		・ 県庁舎の長寿命化対策工事の実施

(4) 私学振興・高等教育の充実

① 私立学校の振興

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
10	学事文書課	私立学校一般補助金	3,483,770		<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立高校及び私立専修・各種学校の経常的経費に対する助成 ・ 私立高校等における特別支援教育支援員の配置に対する助成 ・ 私立高校におけるJETプログラムを活用した外国語指導助手（ALT）の配置に対する助成
11	学事文書課	私立高等学校等就学支援金	2,479,456	拡充	・ 私立高校等に通う一定の収入額未満の世帯の生徒に係る授業料に充てるための政府の高等学校等就学支援金の交付
12	学事文書課	私立高等学校等授業料軽減事業費補助金	398,776	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府の高等学校等就学支援金（項番11 以下同様）への県単独による上乗せ補助金の交付 <ul style="list-style-type: none"> - 世帯収入約590万円未満の世帯について月額1,000円補助（就学支援金と合わせ34,000円※まで補助） ※平成30年度の県内私立高校の平均授業料 - 世帯収入約590万円～910万円の世帯について月額7,100円補助（就学支援金と合わせ17,000円まで補助） ・ 低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減する「奨学のための給付金」の交付（住民税非課税世帯の第一子に係る給付額の増額等（年額98,500円→103,500円））
13	学事文書課	私立高等学校施設整備費補助金	14,119		・ 体育館の耐震対策工事（吊り天井の撤去）を行う私立高校に対する助成
14	学事文書課	私立専門学校教育費負担軽減事業費	85,344	拡充	・ 私立専門学校が行う授業料等減免に要する費用に対する交付金の交付（高等教育の修学支援新制度）
15	学事文書課	高等教育機関等連携情報発信支援事業費	574		・ 県内の高等教育機関等への県内高校生の進学を促進するための情報発信に対する支援

② 高等教育の充実

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	区分	事業概要
16	学事文書課	山形県公立大学法人運営費交付金	554,892		・ 県立米沢栄養大学及び県立米沢女子短期大学を運営する山形県公立大学法人に対する運営費交付金
17	学事文書課	留学生受入拡大推進事業費	10,364		・ 本県への就職を希望する留学生に対する経済的支援及び県内高等教育機関の認知度を高める取組みへの支援

2 主な事務事業の見直し・改善一覧

(単位：千円)

番号	担当課	事業名	予算額	見直し・改善の概要
1	広報広聴推進課	県政広報関係関係事業（再掲）の一部	29,416	広報の時期等を勘案した見直し [削減額 891千円]

令和2年2月定例会 議案説明会

＜予算案件以外の案件一覧＞

＜令和2年度分＞

◆ 条例案件 6件

番 号	案 件 名	提 案 理 由
議第42号	山形県教育委員会の職務権限の特例に関する条例の設定について	教育委員会の権限に属する事務のうち、知事が管理し、及び執行することとするものの範囲を定めるためのもの
議第43号	山形県職員定数条例等の一部を改正する条例の設定について	教育委員会の権限に属する事務の一部を知事が管理し、及び執行することに伴い、職員及び学校職員の定数を変更するためのもの
議第44号	山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定について	国立大学法人法の一部改正に伴い、規定の整備を図るためのもの
議第45号	山形県部設置条例の一部を改正する条例の制定について	県行政組織の機能を強化し、行政の効率的運営を図るためのもの
議第46号	山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の支給の対象となる作業の範囲を拡大するためのもの
議第47号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	給料を支給される非常勤の職員に係る補償基礎額を定めるためのもの

◆ 条例以外の案件 2件

番 号	案 件 名	概 要
議第76号	包括外部監査契約の締結について	相手方：柴田 真人（西村山郡河北町） 契約金額：10,887千円を上限とする額
議第77号	第4次山形県総合発展計画の策定について	本県の新しい県づくりの指針となる第4次山形県総合発展計画を策定するためのもの

令和2年2月定例会 議案説明会

＜総務部所管の2月補正予算の概要＞

〔一般会計〕

1 総括表

(単位：千円)

令和元年度現計予算	2月補正	2月補正後
159,963,918	△ 597,315	159,366,603

2 主な内容

- (1) 大型倒産に対する緊急特別対応 4,131千円
- ① 県非常勤職員への雇用
- (2) 基金への積立て (主なもの)
- ① 財政調整基金積立金 2,288,074千円
- (3) 事業実績等により増減額する事業 (主なもの)
- ① 公債費 (利子) △1,418,593千円
 - ② 各種税清算金・交付金 △965,117千円
 - ③ 県税過誤納還付金・同加算金 △374,000千円

山形県職員定数条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県職員定数条例の一部改正）

現 行	改 正 案
（職員の定数）	（職員の定数）
第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。	第2条 職員の定数は次に掲げるとおりとする。
（1） 知事の事 一般会計 <u>4,057</u>	（1） 知事の事 一般会計 <u>4,084</u>
務部局の職員 企業特別会計 165	務部局の職員 企業特別会計 165
病院事業特別会計 2,004	病院事業特別会計 2,004
計 <u>6,226</u>	計 <u>6,253</u>
（2）～（4） 一略一 一略一	（2）～（4） 一略一 一略一
（5） 教育委員会の事務部局 <u>286</u>	（5） 教育委員会の事務部局 <u>270</u>
の職員	の職員
（6）～（8） 一略一 一略一	（6）～（8） 一略一 一略一

第2条関係（山形県立学校職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の定数に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案																																																																																
別表	別表																																																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教員</th> <th>養護教員</th> <th>栄養教諭</th> <th>寄宿舎指導員</th> <th>実習助手</th> <th>事務職員</th> <th>技術職員</th> <th>その他の職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立学校</td> <td>人 5,781</td> <td>人 338</td> <td>人 64</td> <td></td> <td></td> <td>人 355</td> <td></td> <td>人 14</td> <td>人 6,552</td> </tr> <tr> <td>県立中学校</td> <td>17</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援</td> <td>792</td> <td>26</td> <td></td> <td>69</td> <td>23</td> <td>50</td> <td></td> <td>65</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table>	区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計	市町村立学校	人 5,781	人 338	人 64			人 355		人 14	人 6,552	県立中学校	17	1				1		1	20	県立特別支援	792	26		69	23	50		65	1,025	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教員</th> <th>養護教員</th> <th>栄養教諭</th> <th>寄宿舎指導員</th> <th>実習助手</th> <th>事務職員</th> <th>技術職員</th> <th>その他の職員</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村立学校</td> <td>人 5,776</td> <td>人 338</td> <td>人 64</td> <td></td> <td></td> <td>人 355</td> <td></td> <td>人 14</td> <td>人 6,547</td> </tr> <tr> <td>県立中学校</td> <td>17</td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td>1</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>県立特別支援</td> <td>792</td> <td>26</td> <td></td> <td>69</td> <td>23</td> <td>50</td> <td></td> <td>65</td> <td>1,025</td> </tr> </tbody> </table>	区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計	市町村立学校	人 5,776	人 338	人 64			人 355		人 14	人 6,547	県立中学校	17	1				1		1	20	県立特別支援	792	26		69	23	50		65	1,025
区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計																																																																								
市町村立学校	人 5,781	人 338	人 64			人 355		人 14	人 6,552																																																																								
県立中学校	17	1				1		1	20																																																																								
県立特別支援	792	26		69	23	50		65	1,025																																																																								
区分	教員	養護教員	栄養教諭	寄宿舎指導員	実習助手	事務職員	技術職員	その他の職員	計																																																																								
市町村立学校	人 5,776	人 338	人 64			人 355		人 14	人 6,547																																																																								
県立中学校	17	1				1		1	20																																																																								
県立特別支援	792	26		69	23	50		65	1,025																																																																								

学校									
県立高等学校	1,788	53			150	153	13	114	2,271

学校									
県立高等学校	1,782	53			150	153	13	114	2,265

山形県職員等に対する退職手当支給条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>附 則 1～38 一略一</p> <p>39 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>40～43 一略一</p>	<p>附 則 1～38 一略一</p> <p>39 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続き職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>40～43 一略一</p>

山形県部設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>企画振興部</u> イ～ハ ー略ー</p> <p>ニ及びホ ー略ー</p> <p>(3) 防災くらし安心部 イ及びロ ー略ー</p> <p>ハ ー略ー</p> <p>(4) ー略ー</p> <p>(5) <u>子育て推進部</u> イ及びロ ー略ー ハ 青少年対策及び男女共同参画に関する事項</p> <p>(6) ー略ー</p> <p>(7) <u>商工労働部</u> イ 商業及び工業に関する事項</p> <p>ロ <u>工業立地</u>に関する事項 ハ～ホ ー略ー</p> <p>(8) 観光文化スポーツ部 イ ー略ー ロ <u>国際交流</u>に関する事項 ハ <u>文化振興及び県民活動</u>に関する事項</p> <p>ニ ー略ー</p> <p>(9)及び(10) ー略ー</p>	<p>第2条 県に次の部を置き、その分掌する事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>みらい企画創造部</u> イ～ハ ー略ー ニ <u>国際交流及び国際的な人材の活躍の支援に関する事項</u> ホ及びヘ ー略ー</p> <p>(3) 防災くらし安心部 イ及びロ ー略ー ハ <u>県民活動に関する事項</u> ニ ー略ー</p> <p>(4) ー略ー</p> <p>(5) <u>子育て若者応援部</u> イ及びロ ー略ー ハ 青少年対策、<u>若者の活躍の支援及び男女共同参画に関する事項</u></p> <p>(6) ー略ー</p> <p>(7) <u>産業労働部</u> イ 商業、<u>工業その他の産業（他部の主管に属するものを除く。）</u>に関する事項 ロ <u>産業立地</u>に関する事項 ハ～ホ ー略ー</p> <p>(8) 観光文化スポーツ部 イ ー略ー ロ 文化振興に関する事項 ハ <u>文化財の保護</u>に関する事項 ニ ー略ー</p> <p>(9)及び(10) ー略ー</p>

附則第2項関係（山形県職業能力開発審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>商工労働部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第9条 審議会の庶務は、<u>産業労働部</u>において処理する。</p>

附則第3項関係（山形県固定資産評価審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>企画振興部</u>において処理する。</p>	<p>(庶務)</p> <p>第7条 審議会の庶務は、<u>みらい企画創造部</u>において処理する。</p>

理する。

いて処理する。

附則第4項関係（山形県農村地域産業導入審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>商工労働部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において処理する。

附則第5項関係（山形県青少年健全育成条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第23条 審議会の庶務は、 <u>子育て推進部</u> において処理する。	(庶務) 第23条 審議会の庶務は、 <u>子育て若者応援部</u> において処理する。

附則第6項関係（山形県産業構造審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 <u>商工労働部</u> の所掌に係る産業構造に関する重要事項を調査審議させるため、山形県産業構造審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (庶務) 第11条 審議会の庶務は、 <u>商工労働部</u> において処理する。	(設置) 第1条 <u>産業労働部</u> の所掌に係る産業構造に関する重要事項を調査審議させるため、山形県産業構造審議会（以下「審議会」という。）を置く。 (庶務) 第11条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において処理する。

附則第7項関係（山形県社会福祉審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>子育て推進部</u> 及び健康福祉部において処理する。	(庶務) 第9条 審議会の庶務は、 <u>子育て若者応援部</u> 及び健康福祉部において処理する。

附則第8項関係（山形県大規模小売店舗立地審議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>商工労働部</u> において処理する。	(庶務) 第6条 審議会の庶務は、 <u>産業労働部</u> において処理する。

附則第9項関係（山形県男女共同参画推進条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>子育て推進部</u> において処理する。	(庶務) 第25条 審議会の庶務は、 <u>子育て若者応援部</u> において処理する。

附則第10項関係（子育てするなら山形県推進協議会条例の一部改正）

現 行	改 正 案
-----	-------

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て推進部において
処理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、子育て若者応援部にお
いて処理する。

山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、人事委員会規則で定めるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症（以下「家畜伝染病等」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病等の患畜若しくは家畜伝染病等の疑いのある患畜の診断又は家畜伝染病等の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（<u>次号に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(3) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</p>	<p>(防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)</p> <p>第6条 防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病のうち流行性脳炎、狂犬病、炭疽、ブルセラ病、結核病、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザ（高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザにあつては、人事委員会規則で定めるものに限る。）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第14条に定める感染症（以下「家畜伝染病等」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病等の患畜若しくは家畜伝染病等の疑いのある患畜の診断又は家畜伝染病等の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき（<u>次号及び第4号に掲げる場合を除く。</u>）。</p> <p>(3) 防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病予防法第2条に定める家畜伝染病のうち口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザその他人事委員会規則で定める家畜伝染病（<u>次号において単に「家畜伝染病」という。</u>）のまん延を防止するために行う家畜のと殺、家畜の死体の焼却若しくは埋却又は畜舎等の消毒の作業に従事したとき。</p> <p>(4) <u>防災くらし安心部食品安全衛生課、衛生研究所、農林水産部畜産振興課及び総合支庁に勤務する職員並びに人事委員会規則で定める職員（当該作業に専ら従事し、給料の調整額を受ける者を除く。）が、家畜伝染病のまん延を防止するために行う作業（前号の作業</u></p>

<p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号及び第2号の作業 290円</p> <p>(2) 一略一</p>	<p><u>を除く。)</u>で人事委員会規則で定めるものに<u>従事したとき。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号、<u>第2号及び第4号</u>の作業 290円</p> <p>(2) 一略一</p>
---	---

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>2及び3 ー略ー</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例で、「補償基礎額」とは次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 給料を支給される職員 <u>地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が知事と協議して定める額</u></p> <p>2及び3 ー略ー</p>